

# 時間外選定療養費の 徴収について

当院では多くの救急患者を24時間体制で受け入れているため、「緊急性を要しない患者(いわゆる軽症患者)の時間外受診」には、通常の初・再診料のほかに、時間外選定療養費を別途ご請求いたします。

時間外選定療養費 **5,500** 円(税込)

※2023年8月1日より

■請求対象時間……受付時間が以下の場合

【平日】17:00～翌日 8:30

【土曜】12:00～24:00

【日曜・祝日・年末年始】終日

※以下の場合、時間外選定療養費は請求いたしません。

- 緊急に当院を受診することを目的に、他の医療機関の紹介状を持参されている。
- 診察後、そのまま入院となった。
- 当日受診したが、症状が増悪したために再受診した。
- 当院医師から予め時間外の受診を指示されていた。
- 受診中に死亡した。
- 労働災害・公務災害の方。